（案）

# 港区における障害児支援のあり方検討会
# 報告書（最終）

令和2（2020）年3月

港区における障害児支援のあり方検討会

# 目次

はじめに ..... 1
Ⅰ　障害児支援の取組 ..... 2
1　スクールカーの運用について ..... 2
(1)現状と課題 ..... 2
(2)対応 ..... 2
(3)今後の検討事項 ..... 2
2　介助員の配置方法について ..... 2
(1)現状と課題 ..... 2
(2)対応 ..... 3
(3)今後の検討事項 ..... 3
3　中学校の難聴学級について ..... 3
(1)現状と課題 ..... 3
(2)対応 ..... 4
(3)今後の検討事項 ..... 4
4　新たな特別支援学級の設置について ..... 4
(1)現状と課題 ..... 4
(2)対応 ..... 4
(3)今後の検討事項 ..... 4
5　区における障害児施策の取組 ..... 5
(1)区立元麻布保育園の開設について ..... 5
(2)区立児童発達支援センターについて ..... 5
Ⅱ　学校における医療的ケア児の支援 ..... 7
1　学校における看護師活動の実態と今後に向けた取組について ..... 7
(1)現時点での看護師配置と活動 ..... 7
(2)看護師への聞き取りにより明らかになった課題 ..... 7
(3)看護師の確保ができない場合の課題 ..... 8
(4)看護師を確保するための方策 ..... 8
(5)看護師を学校に固定することの功罪 ..... 8
(6)看護師をシフト制とすることの功罪 ..... 8
(7)看護師への研修 ..... 9
2　学校の受け入れについて ..... 9
(1)学校の医療的ケア児の受入 ..... 9
(2)区の学校現場の受入 ..... 9
(3)保護者の理解 ..... 10
(4)今後検討すること ..... 10

Ⅲ　障害児支援の今後について……11
資　料……12
　1　港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱……12
　2　特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱……14
　3　港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿……16
　4　港区における障害児支援のあり方検討会開催経過……17

# はじめに

昨年度の「港区における障害児支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）」においては、学校における医療的ケア児の支援及び発達障害児の支援について検討をすすめました。そして令和元年度は検討したこれらの事業について、一部修正・変更を加えながら進捗管理を行ってきました。

一方、港区における障害児支援のあり方として、特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題を抱えているため、教育委員会と関連部署との連携により令和元年度も引き続き検討会を開催しました。

区では、待機児童解消や多様化する保育ニーズに対応するため、区内で初めて医療的ケア児・障害児の集団保育を行う「港区立元麻布保育園」を令和２年１月に開設しました。また、子どもの発達について相談する窓口として、療育の必要な子どもの療育の場（通所）として、令和２年４月に区立児童発達支援センターを開設します。

本検討会では、このたび「港区における障害児支援のあり方検討会報告書（最終）」を取りまとめました。

検討の過程では、医師や都立特別支援学校長、区立幼稚園長・小・中学校長などの委員による議論に加え、幅広い意見の集約に努めました。本検討会にご協力いただいた皆さんに改めて御礼を申し上げるとともに、港区において、より一層充実した障害児支援を展開してまいります。

令和2（2020）年3月

港区における障害児支援のあり方検討会
会　長　　堀　二三雄

# Ⅰ　障害児支援の取組

平成 30 年度の「港区における障害児支援のあり方検討会」において、港区における障害児支援のあり方として、特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題が確認された。

これらの課題について以下のとおり考え方を整理し検討を行った。

## 1 スクールカーの運用について

### (1)現状と課題

特別支援学級の送迎対象者の見直し等に関するスクールカーの運用については、現在「児童に適切な学校への就学を促す」という理由から、区の就学支援委員会(※)で、都立特別支援学校への通学が「適当」であるという判定にも関わらず、保護者の希望により区の特別支援学級へ通学しているため、スクールカーに乗車できない児童がいるという実態がある。

このようなケースにおいては、以前から児童が自力登校することで子どもの体力が消耗し体調を崩してしまうことがあるため、スクールカーを利用できるよう保護者からの強い要望があった。また、議会からも同様の要望があった。

(※)障害のある児童・生徒の就学に関する専門的知識を有する医師等の意見を聴いて、区教育委員会としての就学の判定を行う会議のこと。

### (2)対応

対象となる児童が増加したとしてもスクールカーの台数が増えないのであればコストが増加しないこと、それにより所要時間の増加については、運行スケジュールの工夫により、大幅な増加を抑えることが可能であることをスクールカーの運行事業者に確認した。

このため「特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱」を改正し、該当する児童が令和2年度からスクールカーを利用できるように運用する。

### (3)今後の検討事項

ア　保護者の希望を就学支援委員会の判定よりも本人・保護者の意向を可能な限り尊重することにより、重度の知的障害児童が増加し、学校の介助員の不足が見込まれること。

イ　対象児童が大幅に増えることによって、スクールカーの台数がさらに増加する場合は財政負担が膨らむこと。

## 2 介助員の配置方法について

### (1)現状と課題

個別に特別な配慮が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、そうした児童・生徒への支援に際して、安全確保、健康管理、日常生活支援等について、介助員の支援は欠かせない。資質の高い介助員の

人材確保、児童・生徒の実態に応じた待遇改善が必要である。また、学校で介助員を探すのが大変難しい状況であるため、人員の確保等を区教育委員会が主体的に行うよう特別支援学級設置校長会から要望があった。

特別支援教室利用児童・生徒数の推移

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 294人 | 364人 | 392人 |
| 中学校 | － | 32人 | 57人 |

※各年4月1日現在

※中学校での特別支援教室は平成 30 年度から実施

(2)対応

介助員の業務委託の導入を検討するため、先行導入している品川区を訪問し状況を伺った。また業務委託が可能な業者とも調整を図ったが、受託が可能な業者が少ないこと及び業務委託にする場合のコストが令和元年度予算の1.5倍から2倍程度増加することが判明した。

このため令和2年度からの業務委託は困難と判断し、まずは学務課が令和元年 12 月から区ホームページによる介助員の募集を開始した。

(3)今後の検討事項

ア　人材不足等により介助員が恒常的に不足しているため、介助員の配置のあり方について抜本的な検討が必要なこと。

イ　介助員報酬の見直し等、処遇の改善が必要なこと。

ウ　教職課程のある大学と連携し、教員を目指す学生に実習として迎えることなどの検討が必要なこと。

## 3　中学校の難聴学級について

(1)現状と課題

現在、区内の小・中学生7人(小6人、中1人)が難聴学級を利用している状況の中、小学生は御成門小学校の難聴学級を利用しているが、中学生は中学校の難聴学級がなく、大田区まで通級している状況である。平成 31 年 3 月に区長及び教育長あてに御成門小学校「ことばときこえの教室」在籍児童の保護者から難聴学級設置の要望があった。

難聴学級の児童・生徒数

| 港区立 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計(人) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 6 |
| 中学校 | 0 | 0 | 1 | | | | 1 |

※令和元年12月1日現在

※他に港区在住で区立小学校以外に通学している6年生が、1人通級を予定

（2）対応

御成門小学校にある「ことばときこえの教室」を共用することにより、中学校に新たに教室を作る費用（2千万円程度のコスト）を削減することができ、小学校との連携体制を取ることができる。聴覚障害のある児童・生徒への教育的支援体制の充実を図るため、令和２年４月から御成門中学校に難聴学級を開設する。

（3）今後の検討事項

ア　対象生徒数の増加により、机・椅子等の物品購入費のさらなる計上が必要なこと。

イ　想定以上の生徒が通級する場合、新たな教室の確保が困難なこと。

## 4　新たな特別支援学級の設置について

（1）現状と課題

現在、高輪地区以外の 4 地区に特別支援学級（知的障害）を併設する小・中学校がある。平成30年2月22日「高輪地区内の小学校・中学校への特別支援学級設置に関する請願」が議会で採択され、設置要望が求められている。

区立小・中学校の特別支援学級（令和元年度）

| 地区 | 区分 | 学校名 | 学級名 |
|---|---|---|---|
| 芝 | 知的障害 | 赤羽小学校 | ひまわり学級 |
| 麻布 | 知的障害 | 本村小学校 | 若竹学級 |
| | | 六本木中学校 | 3組 |
| 赤坂 | 知的障害 | 青山小学校 | あすなろ学級 |
| | | 青山中学校 | 3組 |
| | 自閉症・情緒障害 | 赤坂中学校 | C 組 |
| 芝浦港南 | 知的障害 | 港南小学校 | わかば学級 |
| | | 港南中学校 | E 組 |

（2）対応

高輪地区の小学校にはいずれも特別支援学級の設置が物理的に困難である。そのため、令和元年6月に高松中学校で特別支援学級の設置スペースなど、管理職と協議した。高輪地区において、特別支援学級の就学が予定される場合は、速やかに設置をし、受け入れ準備を進める。

（3）今後の検討事項

ア　新たに設置する場合は、多額の費用負担が発生すること。

イ　設置しても少人数であれば、効果が少ない場合があること。

## 5 区における障害児施策の取組

### (1)区立元麻布保育園の開設について

23区初となる、医療的ケア児や既存の保育園では受け入れが困難な障害児の専用のクラスを設けて保育を行う、区立元麻布保育園を開設した。

■開設日　　令和2年1月1日(運営開始は1月4日)
■場所　　港区元麻布2丁目14番12号
■定員

| (単位:人) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 医療的ケア児・障害児クラス | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R2年1月から | 6 | 10 | 18 | ― | ― | ― | 6 | 40 |
| R2年4月から | 25 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 20 | 200 |

■建物　　地上2階建て、敷地面積2,952.79㎡、延床面積3,087.72㎡

＜元麻布保育園の特徴＞

① 基本保育のほか、延長保育、休日保育、年末保育を行う。また、在宅子育て家庭の親子向けの一時保育や園庭開放、保育園であそぼうなど、各種事業を行う。
② 集団保育が可能で日常的に医療的ケアが必要な児童や障害のある児童を専用のクラスで受け入れる。
③ 医療的ケア児・障害児クラスには看護師が常駐し、公共交通機関や自家用車などによる登降園が難しい場合には、福祉車両による送迎を行う。

### (2)区立児童発達支援センターについて

区では、障害保健福祉センターこども療育パオ及び発達支援センター相談室を、令和2年4月に開設する港区立児童発達支援センターへ移転し、児童福祉法に定める児童福祉施設として整備する。

港区立児童発達支援センターでは、児童福祉法に基づき、障害児を対象とした障害児通所支援及び相談支援を行うとともに、保護者が早期から安心して相談が開始できるよう、障害の疑いがある児童も対象とした無料の「総合相談」を港区の独自事業として実施する。

■開設日　　令和2年4月1日
■場所　　港区南麻布4丁目6番13号
■実施事業等

① 児童発達支援(未就学前児の通所による療育) 一日定員82名
② 放課後等デイサービス(就学児の通所による療育) 一日定員10名
③ 居宅訪問型児童発達支援(障害や体調を起因とし、通所が困難な児童を対象)

④　保育所等訪問支援（幼稚園、保育園、小学校等を訪問し、専門的な支援等を行う）
⑤　総合相談　等

■建物　　地下１階、地上６階建て、敷地面積 3,628.88 ㎡、延床面積 9,682.41 ㎡
（うち、1階部分 1,623.63 ㎡）

＜港区立児童発達支援センターの特徴＞

①　児童発達支援のうち、日々通所では、バスによる送迎を行う。
②　医療的ケア児については、母子での通所から開始し、児童単独での通園も実施する。
③　放課後等デイサービスでは、保護者も一緒に参加することによって、子どもの発達の特性や日常生活での工夫等を家庭でも実践できることを目指す。
④　地域における療育の中核拠点として、関係機関との連携や啓発活動を行う。

# Ⅱ　学校における医療的ケア児の支援

令和元年度から実施している医療的ケア児への支援について振り返りを行い、浮かび上がった課題及び実現できなかった取組について、本検討会において取りまとめた。

## 1　学校における看護師活動の実態と今後に向けた取組について

### (1)現時点での看護師配置と活動

| | 対象児童 | 主な医療的ケア | 看護師 | 活動日 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| A小学校 | 1 人 | Ⅰ型糖尿病によるインシュリン管理など | 1 人(臨時職員) | 週 5 日 | |
| B小学校 | 2 人 | 気管切開、胃ろう増設など | 1 人(臨時職員) | 週 5 日 | うち 1 人は不登校 |
| C小学校 | 1 人 | 人工呼吸器、気管切開など | 1 人(業務委託) | 週 2 日 | 副籍 |

(看護師の活動)

ア　A及び B 小学校は看護師が週に5日出勤している。C 小学校は業務委託により学務課に常駐しているチーフ看護師が週に2日出勤している。

イ　A及び B 小学校の看護師が休みの場合は、チーフ看護師が代わりに学校に出ている。

ウ　A小学校の看護師が土曜日に出勤できない状況に伴い、チーフ看護師が出勤している。

エ　チーフ看護師は、2週に一度は、各学校を巡回して「港区立幼稚園・小中学校における医療的ケア実施要領(2019年3月)」に沿って血糖測定や人工呼吸器の管理などを実施している。

### (2)看護師への聞き取りにより明らかになった課題

ア　港区においては、医療的ケア児の区立小・中学校等への入学体制を整え、就学を希望される児童の受け入れがされたことにより、子どもたちに教育を保障する先駆的な取組として、区教育委員会及び各学校の理解の中で始まった体制である。今後も継続し、発展する仕組みが必要不可欠である。

イ　そのためには、「看護師の安定的確保と定着」及び「学校における看護師の業務の確立」が急務となる。

ウ　看護師等の医療従事者は、学校で働くことが初めての場合が多く、学校で行う医療的ケアも病院とは異なり戸惑いがある。また、看護師の経験値により、知識や技術の差がある。この部分はチーフ看護師が全体を把握しそれぞれの学校、児童・生徒に合ったケアの提供ができるよう整える必要がある。

（3）看護師の確保ができない場合の課題

ア　看護師が休みの場合はチーフ看護師が代理で対応するが、現在はチーフ看護師が週2日（火・金）は他の小学校での業務を担当しており、看護師の急な休みや火曜及び金曜日に関しては対応できない。この場合は看護師が不在になるため、児童の登校に対して保護者の同行を求めるか、児童が欠席することになってしまう。

イ　大幅に医療的ケア児が増えた場合、看護師不足により対応できない。

ウ　チーフ看護師は全体を把握しながら業務を行い、看護師の休みなどにも対応できるようにする必要がある。このためには現行の週3日ではなく、週5日の雇用が理想である。また週3日では、必要不可欠な業務である学校巡回ができなくなる可能性がある。

エ　看護師は学校固定とせずシフト制でも回れるよう、対象児童数よりも多い人数配置が必要である。現状では、看護師の人数が子どもと同数であるため、医療的ケアの引き継ぎなどに同行できる状況にない。看護師を安定的に学校に置くためには、子どもの人数と同数の看護師では難しい。

（4）看護師を確保するための方策

ア　看護協会ナースバンクなどに「看護師」の職を知らせて求人を登録する　。

イ　看護師の賃金を上げ、交通費を別途支給する。現在、交通費込みで一日あたり 11,000 円である。週に5日から6日の勤務であるため、副業も困難である。健康保険料、厚生年金、雇用保険などの費用を差し引くと 15 万円程度となり、看護師給与として低賃金であり、看護師資格を持っている人が看護師を選択するには厳しい状況にある。

（5）看護師を学校に固定することの功罪

**【メリット】**

- 看護師は、学校やクラスの特徴を把握できるため、他の児童・生徒にも関わり教員、看護師間や児童・生徒との信頼関係ができる。

**【デメリット】**

- その看護師しか医療的ケアができない状態となり、急な休みなどに対して、対応しにくいため、児童・生徒の欠席や、保護者の負担となる。
- 1対1での対応の場合、子どもとの相性が悪い場合などは、変更ができずに互いの不幸を招く可能性がある。

（6）看護師をシフト制とすることの功罪

**【メリット】**

- いろいろな学校の状況が分かる。
- 児童生徒に対して複数の看護師がケアできるため、看護師の急な休みなどに対応ができる。
- 中途転校生への対応も可能となる。
- 「自立を目指す医療的ケア」が実施しやすい（看護師が固定でいると、頼ってしまうまた、手を出しすぎてしまう）。

【デメリット】

- 毎日同じ看護師ではないことにより、児童、生徒の戸惑いが起きる可能性がある。
- 看護師が1日のうちで複数の学校に行く可能性があり、交通費の支出が増える。現在は交通費が出ていないため看護師の負担となる。

### （7）看護師への研修

看護師は、病院とは異なり教育の中で実施する医療的ケアであることの認識が必要であり、仕事の範囲や学校での医療的ケアのあり方、指示系統、報告・連絡・相談の方法、看護師間での情報共有方法などの研修が必要と考えている。学校における看護師は孤立しやすく、自己流の関わりになっていくことが懸念される。

また、学校勉強会などを実施し、情報交換をしながら悩みの解決や、モチベーションの維持に努める。さらに、学期に一回程度、教員との情報交換や、児童・生徒の教育目標を共有することで同じ目標で協働し共通認識ができ、教職員への関わりを統一するため、定期的な情報交換と相談の場を設定する必要がある。

## 2 学校の受け入れについて

### （1）学校の医療的ケア児の受入

平成 30 年度の「港区における障害児支援のあり方検討会」において、港区では就学する学校について「本人、家族の希望を最大限に尊重する」とした。文部科学省の方針提示と同時に、具体的に各学校へ医療的ケア児が就学し、看護師配置が実施された。

今まで医療的ケア児は「肢体不自由特別支援学校」への就学が適当とされ、そのような就学相談がされてきた（東京都では平成２９年度から「肢体不自由特別支援学校」以外でも受け入れを開始している）。

しかし、教育を受ける権利、就学相談のあり方の変更、障害者差別解消法、合理的配慮などの変化から、学校も障害種別に関係なく医療的ケア児は就学が進み始めている。

そのような中で区では、教育委員会での看護師採用、必要に応じたＨＳＴ（Hospital Support Teacher）の配置などが実施された。看護師確保や現場の混乱を恐れて「本人、家族の希望を最大限に尊重」が実施できているところは少ない。

### （2）区の学校現場の受入

港区での就学支援委員会でもまだ医療的ケア児は「肢体不自由特別支援学校が適当である」と

いう判断となる。しかし、「本人、家族が希望」し最終的に入学する学校は、判定とは違う学校になることも多い。受け入れる学校側には、「特別支援学校適なのに」という既成概念と現実のギャップに戸惑いが生じているケースもある。

個々についての病状の説明などは、看護師が実施する機会をいただいて実施した。しかし、先生方は、「学校適の子」「学級適の子」といった、就学支援委員会での判定結果を根底に「やっぱり大変である」と思ってしまうこともある。

今後、判定と就学先との食い違いが多く発生する場合、判定の活用方法を変えるとか、就学支援委員会のあり方を「学校適」などの判定ではなく、「希望の学校に入るとして」児に必要な支援、人配置、教育方法のアドバイスなどの場とする方が、有効な場合もある。

### (3)保護者の理解

就学前に、「学校」の理解が必要である。授業においても、医療的ケアにおいてもできること、できないことを明らかにし、十分な話し合いが必要。

保護者は「区立学校に入る」という決心が必要であるし、学校は「この子はこの学校の子」と、お互いに決心が必要。常に、児の教育、生活、将来に向いて考えていく必要がある。

### (4)今後検討すること

学校で安全に医療的ケアを実施しながら、今後さらに医療的ケア児への支援の充実を図るため、次の事項について、区において継続的に検討していくこととする。

(ア)通学の支援

送迎のスクールカーに看護師が添乗し、車内で医療的ケアを実施していくことについて

(イ)安定的な看護師の確保

学校が医療的ケア児を受け入れるため、病院や医師会などと連携するなど看護師の配置のあり方について

## Ⅲ　障害児支援の今後について

港区における障害児支援のあり方として、スクールカーでは特別支援学級の送迎対象者の見直しの運用及び中学校の難聴学級の設置が令和2年度から実現する。今後は、介助員の配置方法のあり方や高輪地区での特別支援学級の設置などを引き続き検討していく。

また、厚生労働省の推計によると、新生児集中治療室などに長期入院し、日常的に人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」の数は、2016年時点で1万 8,272 人となり、医療の進歩などから 10 年前の 2006 年の 9,967 人の 1.8 倍まで増えている。

港区でも医療的ケア児は増加することが予想されるため、今後も引き続き教育委員会と障害者福祉課やみなと保健所、各支所などの関連部署が連携し、障害児支援を進めていく。

# 資 料

## 1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

平成30年8月22日
30港教学学第3393号

（設置）

第1条 乳幼児期から生涯を通じて、障害者一人ひとりを支援していくための体制の構築に向け、港区の障害児支援のあり方について検討するため、港区における障害児支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

（1） 医療的ケア児の支援及び教育に関すること。

（2） 発達障害児の支援及び教育に関すること。

（3） 障害児支援における関係部門等の連携に関すること。

（4） その他必要と認める事項

（構成）

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、学校教育部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、学校教育部学務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員（外部委員を含む。）は、別表に掲げる者をもって充て、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 会長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 検討会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1（第3条関係）

総合支所区民課長（1人）
保健福祉支援部障害者福祉課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
子ども家庭支援部保育課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
区立学校（幼稚園）長
外部委員（医師、学識経験者）
外部委員（東京都立特別支援学校関係者）

## 2　特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱

平成29年4月1日
28港教学第7975号

（目的）
第1条　この要綱は、港区に在住する障害のある児童及び生徒の安定的な登下校を支援するために実施するスクールカー送迎事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1)児童　学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童をいう。
(2)生徒　法第18条に規定する学齢生徒をいう。
(3)スクールカー　区が車両運行事業者に委託し、障害のある児童及び生徒のために、学校への送迎を行う車両をいう。
（対象児童及び生徒）
第3条　本事業の対象となる児童及び生徒は、次に掲げるものとする。
（1）　児童が居住する通学区域の隣接区域に設置されている区立小学校の特別支援学級に通学する児童で、スクールカーの送迎がなければ、安全かつ安定的に学校へ自力通学することが困難な児童。ただし、児童が居住する通学区域及びその隣接区域に特別支援学級が設置されていない場合は、教育委員会と協議の上、通学することとなった特別支援学級に通学する児童とする。また、教育委員会が特別支援学級への就学が適当と認めた児童に限る。
（2）　区内在住で都立特別支援学校（肢体不自由）に通学する児童及び生徒で、スクールカーの送迎がなければ、安全かつ安定的に学校へ自力通学することが困難な児童及び生徒、ただし、教育委員会が都立特別支援学校（肢体不自由）への就学が適当と認めた児童に限る。
（3）　前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める児童及び生徒
（適用範囲）
第4条　本事業による送迎は、学校の教育課程に規定された授業に出席するための送迎に限るものとする。
（手続）
第5条　送迎を希望する者は、スクールカー利用希望申請書（第1号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。
（決定）
第6条　送迎については、スクールカー送迎判定委員会で審議し、教育委員会が決定する。
2　教育委員会は、前項の規定により決定した申請者に対し、スクールカー利用承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知する。
（安全性の確保）
第7条　教育委員会は、送迎対象児童等の体調その他の理由により安全性が確保できないと判断したときは、送迎を中止することができる。
（終了）
第8条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、送迎を終了する。
（1）　送迎対象児童等が学校を卒業したとき。

（2）　送迎対象児童等が港区外に住所を移したとき。
（3）　保護者から送迎の終了の申し出があったとき。
（4）　その他、教育委員会が必要と認めるとき。
（その他）
第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部長が別に定める。
付　則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
付　則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 3　港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿

| | 氏名 | 所属等 |
|---|---|---|
| 会長 | 堀　二三雄 | 港区教育委員会事務局学校教育部長 |
| 副会長 | 山本　隆司 | 港区教育委員会事務局学校教育部学務課長 |
| 委員 | 前田　浩利 | 医療法人財団はるたか会理事長・医師 |
| 委員 | 田村　康二朗 | 東京都立光明学園統括校長 |
| 委員 | 米谷　一雄 | 東京都立青山特別支援学校長 |
| 委員 | 沼倉　賢司 | 港区高輪地区総合支所区民課長 |
| 委員 | 横尾　恵理子 | 港区保健福祉支援部障害者福祉課長 |
| 委員 | 野上　宏 | 港区子ども家庭支援部子ども家庭課長 |
| 委員 | 山越　恒慶 | 港区子ども家庭支援部保育課長 |
| 委員 | 松田　芳明 | 港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長 |
| 委員 | 下城　英和 | 港区立青山小学校長 |
| 委員 | 中田　和直 | 港区立青山中学校長 |
| 委員 | 青山　伸子 | 港区立港南幼稚園長 |

【事務局】
港区教育委員会事務局学校教育部
学務課　特別支援相談担当係長　　改田　憲之（H31.4月～）
　　中林　淳一（～H31.3 月）

教育指導課　主任指導主事　　小林　　傑
教育指導課　幼児教育担当専門官　　藤井　未知江
教育指導課　統括指導主事　　篠﨑　玲子
教育指導課　指導主事　　篠原　優子

## 4　港区における障害児支援のあり方検討会開催経過

| 日　程 | | 議　　事 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成 30 年９月５日 | ・港区における障害児支援の現状と検討課題について<br>・学校等における医療的ケア児の支援について<br>・庁内連携・関係機関との連携の強化について |
| 第２回 | 平成 30 年９月 25 日 | ・学校等における医療的ケアの実施について |
| 第３回 | 平成 30 年 11 月９日 | ・検討会委員とブルーバードの会との意見交換<br>・学校等における医療的ケアの実施について |
| 第４回 | 平成 30 年 12 月６日 | ・発達障害児の支援における課題と方向性について |
| 第５回 | 平成 30 年 12 月 20 日 | ・発達障害児の支援における課題と方向性について |
| 第６回 | 平成 31 年３月 20 日 | ・港区における障害児支援のあり方検討会報告書（案）について |
| 第７回 | 令和２年２月 10 日 | ・医療的ケア児の支援を実施した振り返りと課題について |

# 医療的ケア児への対応の充実について【主治医から学校医等への情報提供】

令和元年１２月２日
新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
資料６

- **「医療的ケア児への対応として、主治医から学校へ情報提供の視点が欠けているため、充実させていく必要があるのではないか。」**
  【令和２年度診療報酬改定に向けた議論（中央社会保険医療協議会）】
- **学校において医療的ケアを安全に実施するには学校保健に精通している学校医が中心となり、有機的に機能する組織が必要。**
  【小児在宅ケア検討委員会での議論（日本医師会）】
- **安全な環境で医療的ケアを実施するには、標準的な手順の整理が必要。**
  【学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備に関する要望（日本看護協会）】

## ＜主治医から学校医等への情報提供に基づいた医療的ケアの流れ＞

(1) 学校は保護者からの申出を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談し、相談結果を踏まえ、「学校医」又は「知見のある医師」に業務（看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言）を委嘱

(2) 「学校医」又は「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供①を受け、「医ケア児」を診察②し、「主治医」等※と調整を図り、学校における医療的ケアを検討
※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」とも調整

(3) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言③

(4) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師からの状況報告④等を踏まえ、「主治医」等※に医ケア児の学校生活上の情報を共有⑤
※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」にも共有

**①「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合**

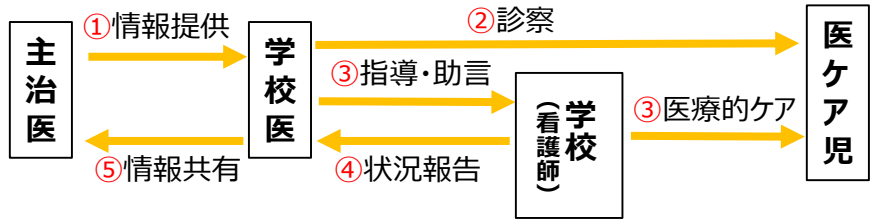


**②「学校医」以外の医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合**

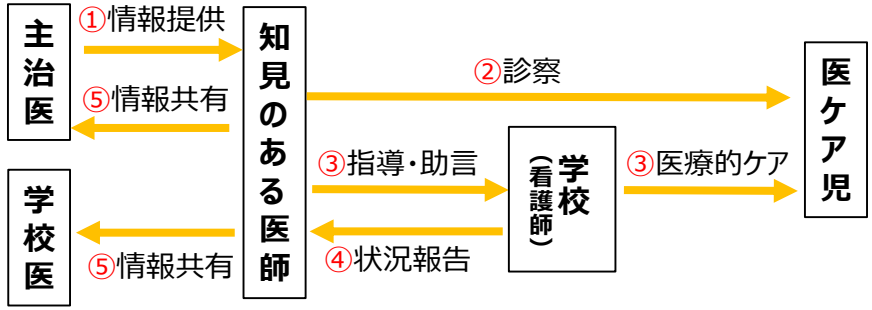

# 主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの具体的な流れ①

## 「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合

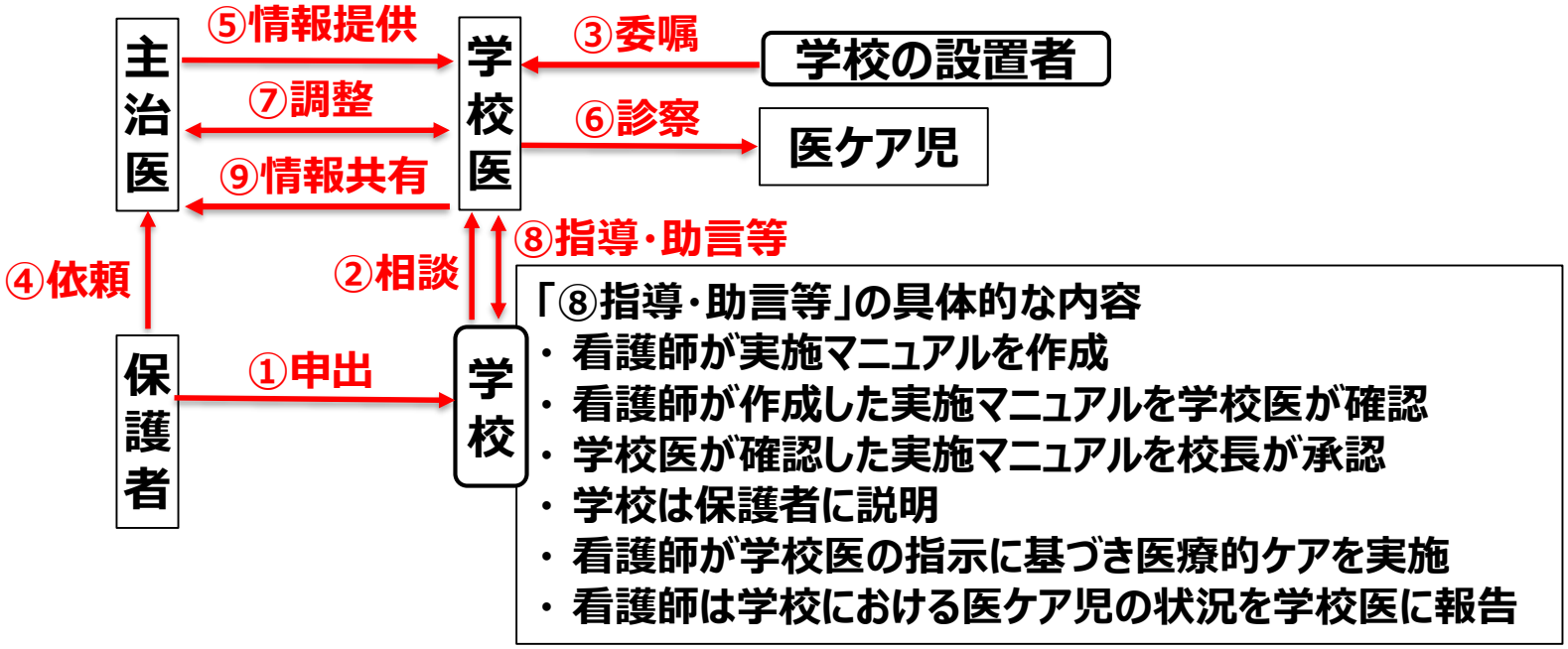


(1) **「学校」**は**「保護者」**からの申出①を受けて、**「学校医」**に学校における医療的ケアの実施を相談②

(2) **「学校医」**への相談結果②を踏まえ、**「学校の設置者」**は学校における医療的ケアに係る指導・助言の業務を**「学校医」**に委嘱③

(3) **「保護者」**は学校への申出①を踏まえ、**「主治医」**に医ケア児の病状・治療状況、投薬中の薬剤の用量・用法、装着・使用医療機器等の情報を**「学校医」**に対して、文書による提供を依頼④

(4) **「学校医」**は**「主治医」**からの情報提供⑤を受けて、**「医ケア児」**の診察⑥、**「主治医」**との調整⑦を踏まえ、学校における医療的ケアを検討

(5) **「学校医」**は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言⑧

(6) **「学校医」**は看護師からの状況報告等を踏まえ、医ケア児の学校生活上の情報を**「主治医」**に共有⑨

# 主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの具体的な流れ②

## 「学校医」以外の医療的ケアや在宅医療に知見のある医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合

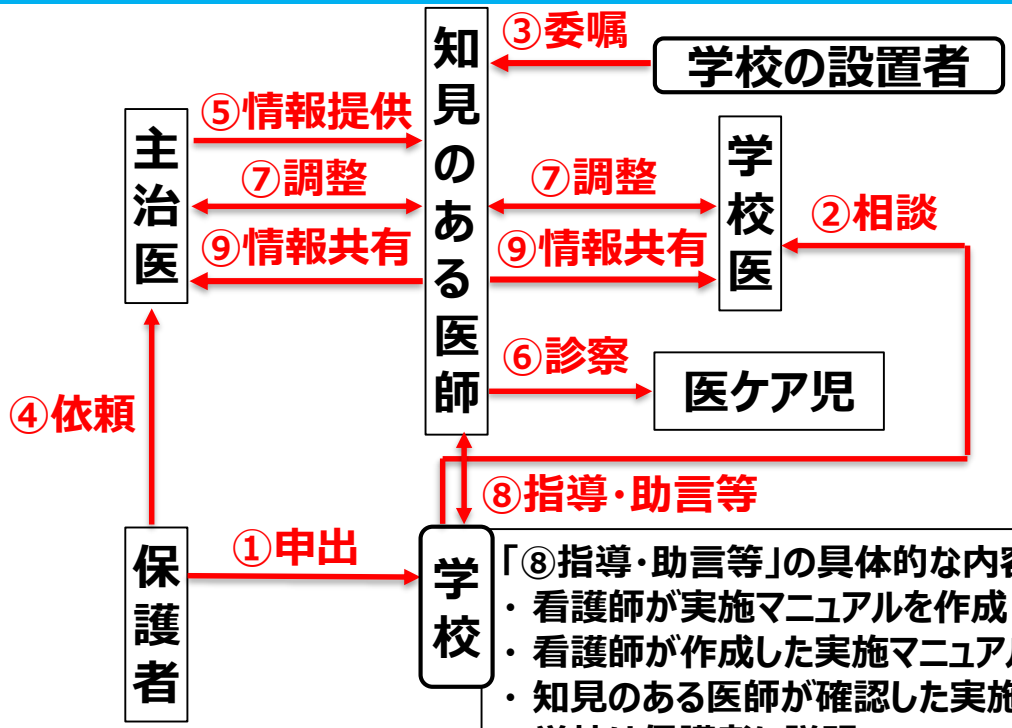


「⑧指導・助言等」の具体的な内容
- 看護師が実施マニュアルを作成
- 看護師が作成した実施マニュアルを知見のある医師が確認
- 知見のある医師が確認した実施マニュアルを校長が承認
- 学校は保護者に説明
- 看護師が知見のある医師の指示に基づき医療的ケアを実施
- 看護師は学校における医ケア児の状況を知見のある医師に報告

(1) **「学校」**は**「保護者」**からの申出①を受けて、**「学校医」**に学校における医療的ケアの実施を相談②
(2) **「学校医」**への相談結果を踏まえ、**「学校の設置者」**は学校における医療的ケアに係る指導・助言の業務を**「知見のある医師」**に委嘱③
(3) **「保護者」**は学校への申出①を踏まえ、**「主治医」**に医ケア児の病状・治療状況、投薬中の薬剤の用量・用法、装着・使用医療機器等の情報を**「知見のある医師」**に対して、文書による提供を依頼④
(4) **「知見のある医師」**は**「主治医」**からの情報提供⑤を受けて、**「医ケア児」**の診察⑥、**「学校医」**・**「主治医」**との調整⑦を踏まえ学校における医療的ケアを検討
(5) **「知見のある医師」** は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言⑧
(6) **「知見のある医師」**は看護師からの状況報告等を踏まえ、医ケア児の学校生活上の情報を**「主治医」**・**「学校医」**に共有⑨

## 都道府県における「医療的ケアに知見のある医師」への委嘱状況

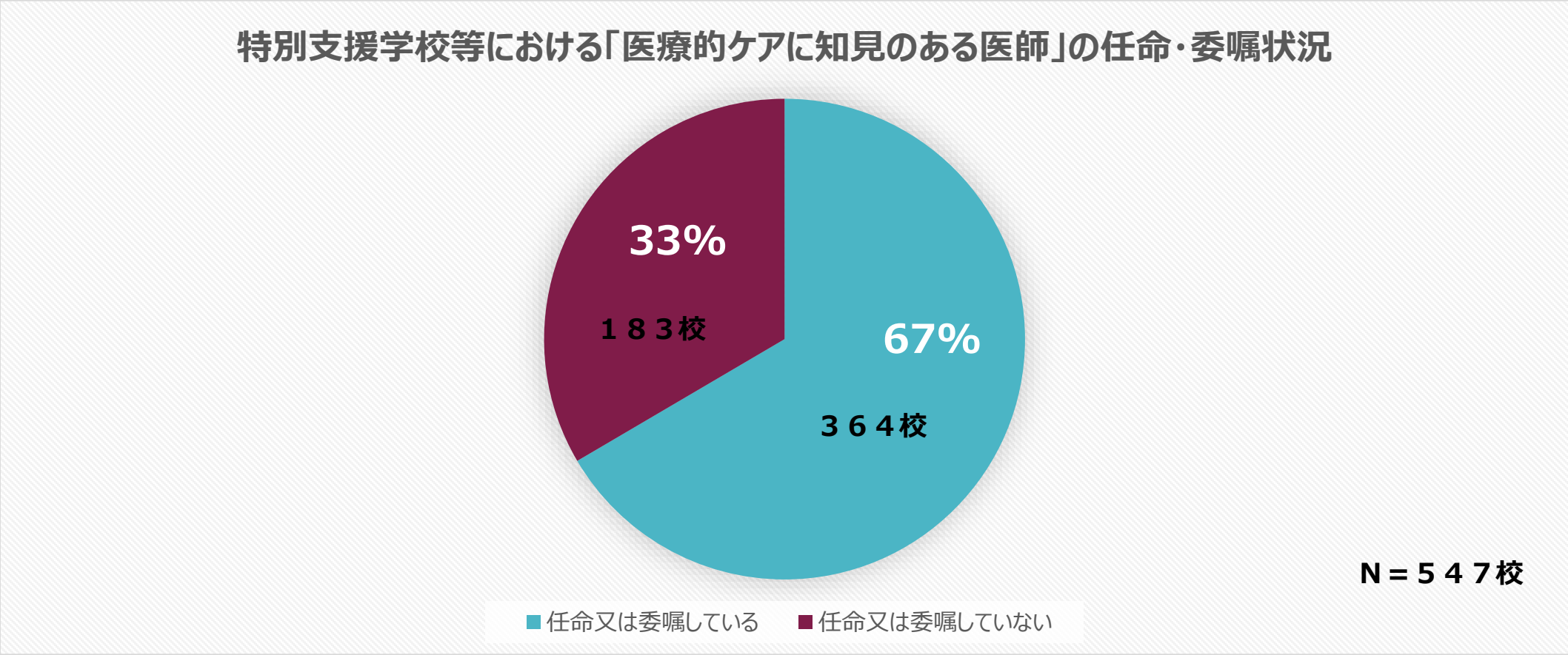


**都道府県教育委員会が個別に任命又は委嘱した「医療的ケアに知見のある医師」の数　３８７人**

**うち、「学校医」が兼務している「医療的ケアに知見のある医師」　８６人**

文部科学省調べ（令和元年１０月１日現在）

# 地域の医療機関との連携の下、医療的ケアの体制を構築した例（愛知県刈谷市）

**刈谷市教育委員会と地域の病院（医療法人豊田会刈谷豊田総合病院）が協定を結び、市立刈谷特別支援学校における医療的ケアの体制（出向による看護師の配置や指導医の委嘱など）を構築**

**（１）出向による看護師の配置**

⇒ 医ケア児１１名(H30)に対して、３名の看護師（管理職１名、常勤１名、非常勤１名）が出向

**（２）知見のある医師（医療的ケア指導医）と主治医、学校の連携**

⇒ 指導医が勤務する病院と、看護師の出向元の病院が同じであることから、保護者が医療的ケアの申請に当たって、指導医の受診をする際、医療的ケアを行うことになる看護師が同席可能。

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。

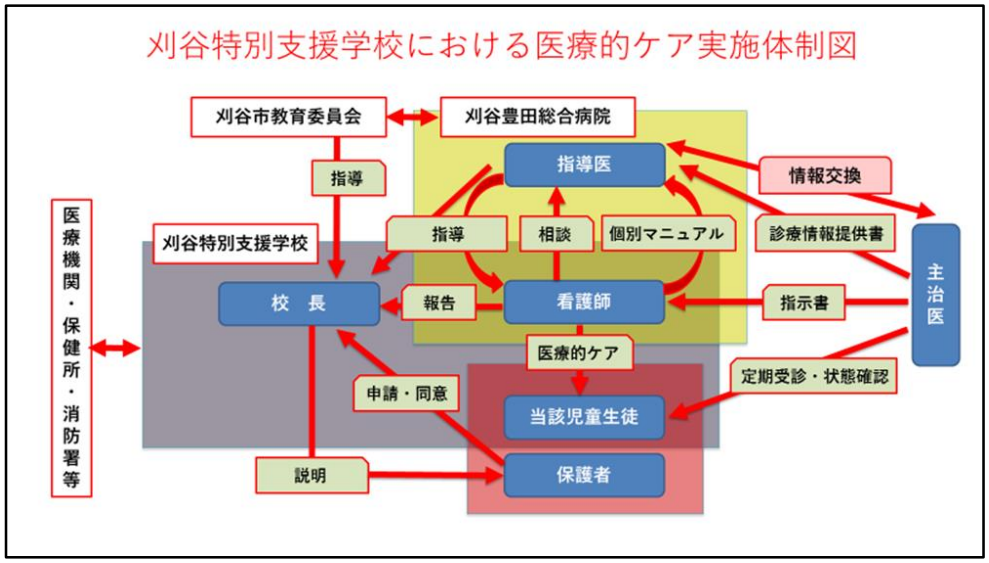


**刈谷市における申請手続きの流れ**

①保護者への事前説明（学校）
②指示書を添えて校長に申請（保護者）
③指導医への受診（保護者）
④個別マニュアルの作成（学校・看護師）
⑤校内委員会で協議（校長）
⑥実施の可否決定の保護者への通知（校長）
⑦校長への同意書の提出（保護者）
⑧医療的ケアの実施

**【学校における医療的ケアに関する基本的な考え方】**

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

**「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）**

# 学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況について（平成２９年度）

【参考資料③】

## 対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校(幼稚部～高等部)）

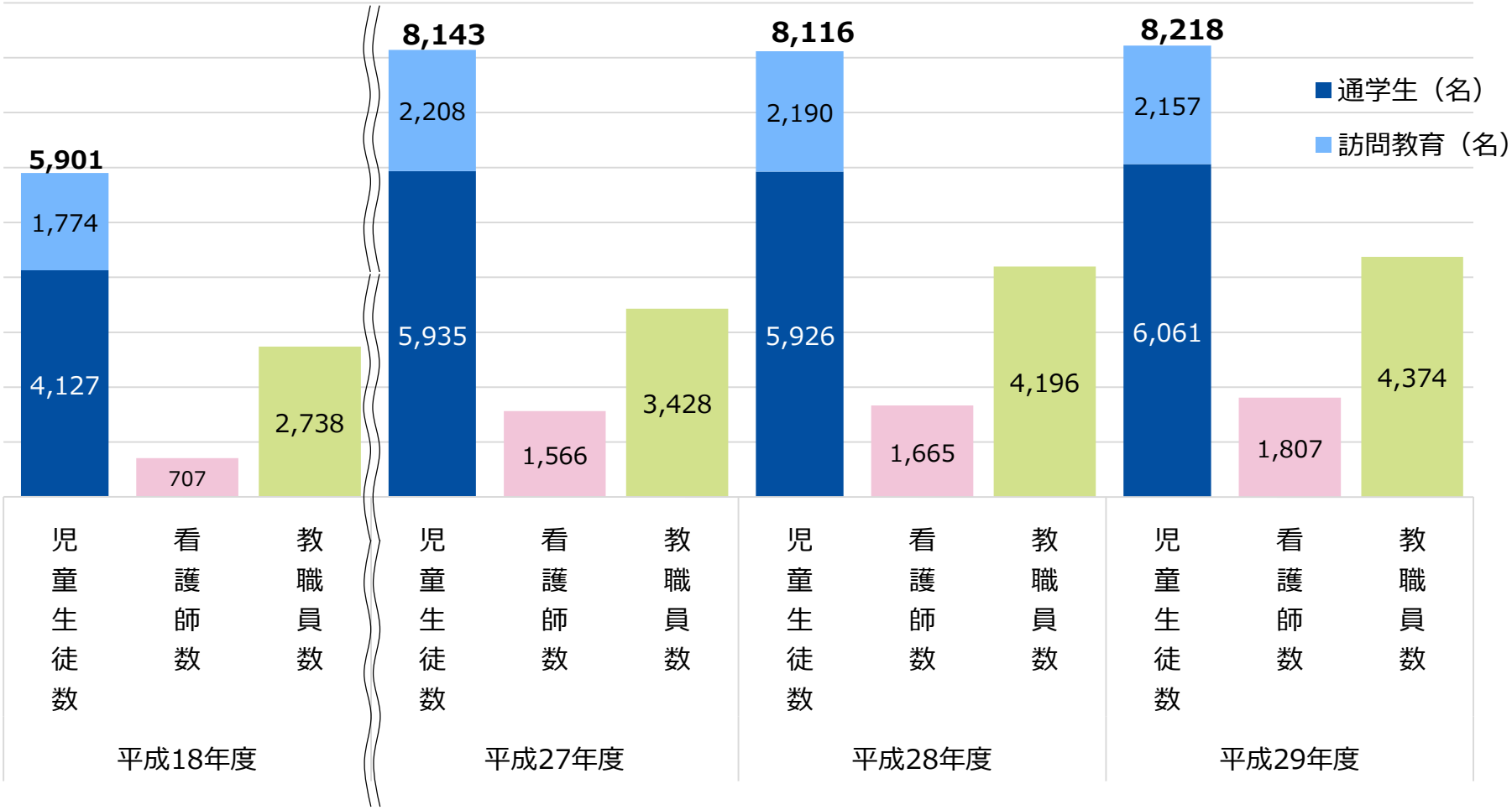


（注）教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。
平成27年度は9月1日現在、その他は５月１日現在。
平成２８年度と平成２９年度は年度中に医療的ケア医療的ケアを実施（予定を含む。）する教職員の数

## 対象となる児童生徒数・看護師数の推移（公立小・中学校）

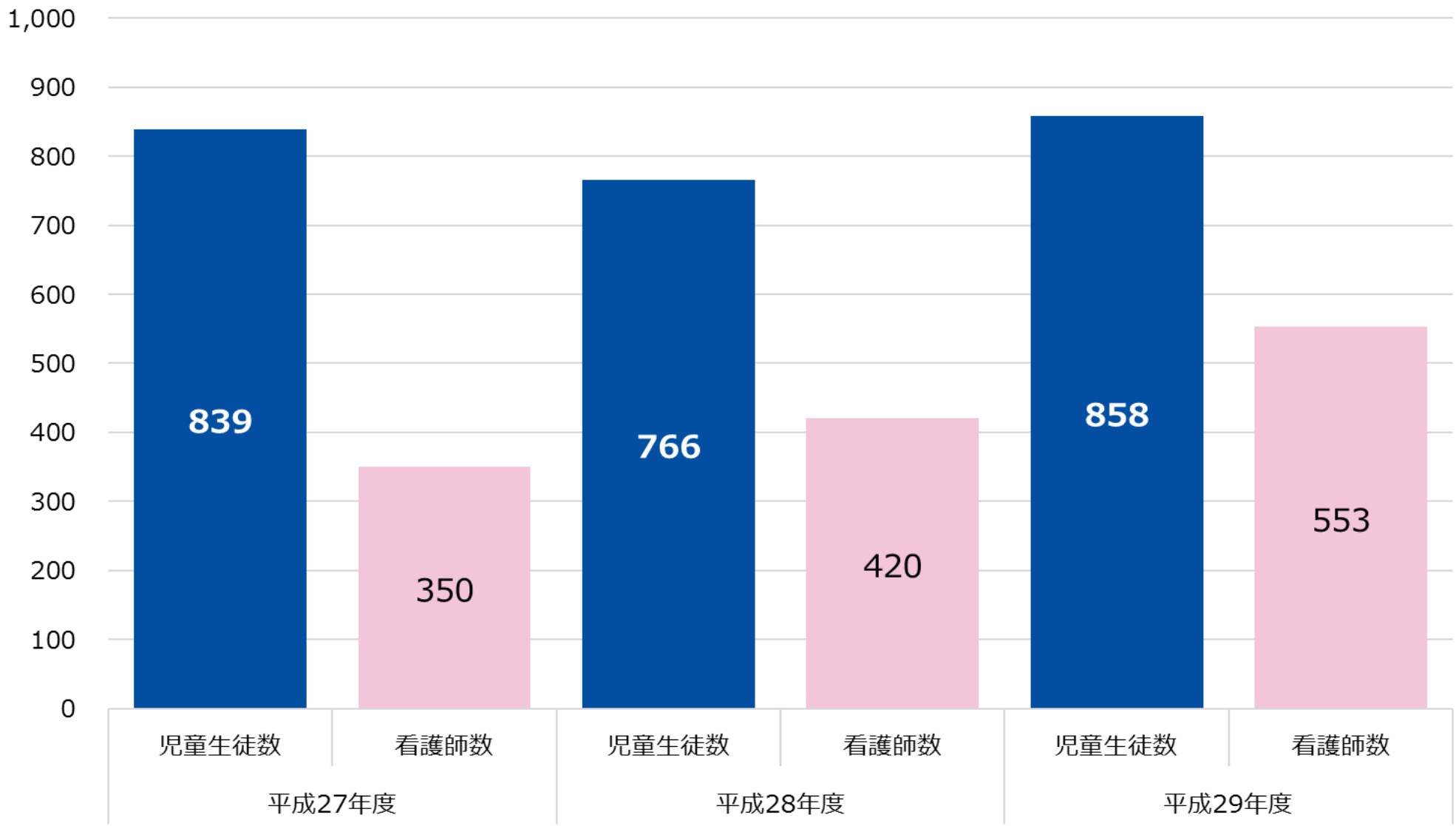

# 令和元年度「港区における障害児支援のあり方検討会」次第

日時：　令和2年2月10日（月）
　　18：00～20：00
場所：　港区役所9階913会議室

1　開会

2　議題

「港区における障害児支援のあり方検討会」報告書（案）について（資料1）

①　障害者支援の取組　　（50分）
②　医療的ケア児の支援　　（30分）
③　医療的ケアの看護師の確保　　（10分）

3　閉会

【配布資料】
（資料1）
　港区における障害児支援のあり方検討会報告書（案）
（参考資料1）
　医療的ケア児への対応の充実について（「新しい時代の特別支援教育の在り方について関する有識者会議」より）

# 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿

| | 氏名 | 所属等 |
|---|---|---|
| 会長 | 堀　二三雄 | 港区教育委員会事務局学校教育部長 |
| 副会長 | 山本　隆司 | 港区教育委員会事務局学校教育部学務課長 |
| 委員 | 前田　浩利 | 医療法人財団はるたか会理事長・医師 |
| 委員 | 田村　康二朗 | 東京都立光明学園統括校長 |
| 委員 | 米谷　一雄 | 東京都立青山特別支援学校長 |
| 委員 | 沼倉　賢司 | 港区高輪地区総合支所区民課長 |
| 委員 | 横尾　恵理子 | 港区保健福祉支援部障害者福祉課長 |
| 委員 | 野上　宏 | 港区子ども家庭支援部子ども家庭課長 |
| 委員 | 山越　恒慶 | 港区子ども家庭支援部保育課長 |
| 委員 | 松田　芳明 | 港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長 |
| 委員 | 下城　英和 | 港区立青山小学校長 |
| 委員 | 中田　和直 | 港区立青山中学校長 |
| 委員 | 青山　伸子 | 港区立港南幼稚園長 |

【事務局】
港区　教育委員会事務局　学校教育部
学務課　特別支援相談担当係長　　改田　憲之

教育指導課　主任指導主事　　小林　　傑
教育指導課　幼児教育担当専門官　　藤井　未知江
教育指導課　統括指導主事　　篠﨑　玲子
教育指導課　指導主事　　篠原　優子